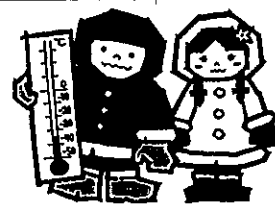


消費生活モニター募集！



☆消費生活モニターとは？

消費生活モニターとは道民の消費生活に関する意見・要望や情報の把握、物価に関する情報や意見を提出するため「北海道消費生活条例」に基づき、北海道知事より委託されます。

☆主な職務

- (1) 生活関連重要商品等の価格動向及び出回り状況の月例調査（毎月10日前後に実施）
- (2) 商品およびサービス（食品・美容料金等）の表示についての調査（年に4回程度）
- (3) アンケートの回答（年に1~2回程度）
- (4) その他必要に応じ、意見等の提出

☆モニターの資格

- (1) 陸別町に居住する18歳以上の者（高校生は除く）であって、日常生活のための商品およびサービスの購入を継続して行っている方
- (2) 原則として、北海道が主催するモニター研修会及び消費生活地域協議会に出席できる方

☆モニターの任期

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで（1年間）

☆謝礼金

月額 1,600円程度（年額 19,200円程度）

☆募集人数

1名予定

☆応募方法

令和6年2月15日までに産業振興課窓口、またはお電話（27-2141 内線135）で申し込みください。

〒089-4311

北海道足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1番地

陸別町役場産業振興課商工業振興担当

電話 0156-27-2141・FAX 0156-27-2798